

令和2年度 介護保険料額決定通知書の送付について

令和2年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料額決定通知書』をお送りいたします。

令和2年度年額保険料については裏面をご覧ください。

令和2年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。その結果、前年度と所得段階が変更になりました（減額）。

◆◆来年4月から保険料の納め方が変わります◆◆

来年度（令和3年度）の仮徴収（4月・6月・8月年金天引き分）は、令和3年2月の年金天引き額を引き継ぐため、年金から天引きすることができません。みなさまの納付方法は来年4月から9月まで普通徴収（口座振替又は納付書）による納付となり、10月から特別徴収になります。

来年4月から9月までの介護保険料納付について、口座振替を希望される場合は、同封の「口座振替申し込み用紙」をご提出ください。

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料決定通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方

保険料算出の基礎			
項目	更正前	更正後	
期間（自）			年額保険料が (A) 円に決定しました。
期間（至）			
月数			***転入者の方へ 所得・課税状況の確認がとれていない場合には、前住所地への照会等による確認の後に、保険料額が変更となる場合があります。
所得段階区分			
保険料年額	円	円	
保険料算出額	円	円	
減免額	円	円	
保険料額 ⁽¹⁾	円	円	(A)
(2)-(1)増減額	円	円	

期別納付額・これからの保険料納付等				徴収方法		
期月	特別徴収		普通徴収			
	更正前	更正後	期月	納期限日	更正前	更正後
1期 4月	円	円	1期 4月	年月日	円	円
2期 6月	円	円	2期 5月	年月日	円	円
			3期 6月	年月日	円	円
3期 8月	円	円	4期 7月	年月日	円	円
			5期 8月	年月日	円	円
4期 10月	円	円	6期 9月	年月日	円	円
			7期 10月	年月日	円	円
5期 12月	円	円	8期 11月	年月日	円	円
			9期 12月	年月日	円	円
6期 2月	円	円	10期 1月	年月日	円	円
			11期 2月	年月日	円	円
			12期 3月	年月日	円	円

特別徴収者 特異 対象	徴収 年金	金融機関コード		金融機関名	
		種類	口座番号	口座名義人	

(A)今年度の年額保険料です。

(B)あなたの保険料段階です。

(C)4月以降の仮徴収額です。

(E)10月以降に天引きする金額はありません。そのため来年4月からは特別徴収（年金からの天引き）とならず普通徴収（納付書または口座振替による納付）となります。

(D)令和2年度の年額保険料が決定し、再計算された期別保険料額です。8月までは更正前の金額で天引きとなるため、還付となる場合は後日通知いたします。4・6・8月の合計金額がちょうど年額保険料となる場合、還付はありません。

口座振替の方は、ここに引落口座が表示されています

【令和2年度年額保険料】

(消費税率改定による軽減措置として、第1～3段階の介護保険料を変更しました)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.30)	19,260円		
		課税公前 除的年の 年金し年 金た金合 収金等計 入額に所 得と係得 のる金額 合計 雑額 の合計 所 を得ら	○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	32,100円	
		○○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.65)	41,730円		
		○○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円		
		●● 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円		
	● 課税	● 課税	前年の合計所得金額	●● 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
				●● 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円
				●● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円
				●● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円
				●● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円
●● 400万円以上600万円未満の方				第11段階 (基準額×1.90)	121,980円	
●● 600万円以上1,000万円未満の方				第12段階 (基準額×2.05)	131,610円	
●● 1,000万円以上1,500万円未満の方				第13段階 (基準額×2.20)	141,240円	
●● 1,500万円以上の方				第14段階 (基準額×2.35)	150,870円	

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。